

第五次行政改革実施要綱

平成22年4月

根室市

目 次

はじめに	1 頁
これまでの取り組み	1 頁
市政を取り巻く情勢	2 頁
更なる行政改革の必要性	3 頁
1 . 第五次行政改革の目標と3つの基本方針	4 頁
. 市民の意識、視点の立った行政サービスの推進と職員の意識改革	4 頁
. 市民との協働による円滑な行財政経営の推進	5 頁
. 自立可能な行財政基盤の確立	5 頁
2 . 計画期間	5 頁
3 . 第五次行政改革実施要綱の体系	6 頁
4 . 改革推進項目	7 頁～8 頁
5 . 今後の財政収支見通し	9 頁
. 収支見込みの前提条件	9 頁～10 頁
. 財政収支試算	11 頁
6 . 推進方法等	12 頁

はじめに

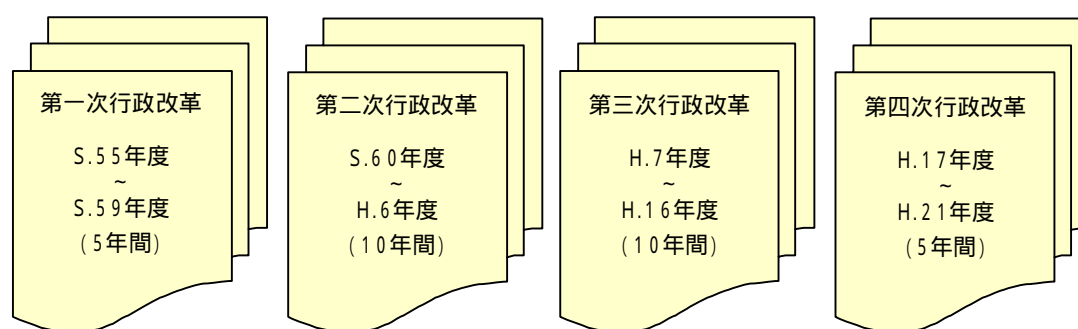
これまでの取り組み

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権型社会の進展、少子高齢化社会の急速な進行や人口減少社会の到来などを背景に、行政に求められる役割の多様化や高度化、さらには、国・地方を通じた危機的な財政状況等、これまでの行政運営のシステムが、大きくかつ急激に変化しています。

今後、地方自治体は自らの「判断と責任」のもとで、地域が抱える様々な課題を解決し、「持続可能な地域経営」に取り組むことが重要であり、「行財政基盤の確立」を目指しながら、市民に信頼される市役所として行政運営に当たることが求められています。

このような中、当市は国に先駆けて早くから行政改革に取り組み、昭和55年度に第一次行政改革、昭和60年度に第二次行政改革、平成7年度に第三次行政改革、そして平成17年度から第四次行政改革に取り組んでいますが、特に第四次行政改革では、市民協働に視点を置き、持続可能な財政構造のもと、「変革の時代に対応できる未来志向のまちづくり」を基本理念に、「簡素で効率的な行政システムの構築」、「市民協働のまちづくり」、「人事管理と給与制度の適正化」、「持続可能な財政構造の確立と効率化の推進」の4つの基本方針のもと、行政改革に取り組んできたところです。

【過去の策定経過】



参考

地方自治法における行政改革

行政改革の目的 : 地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

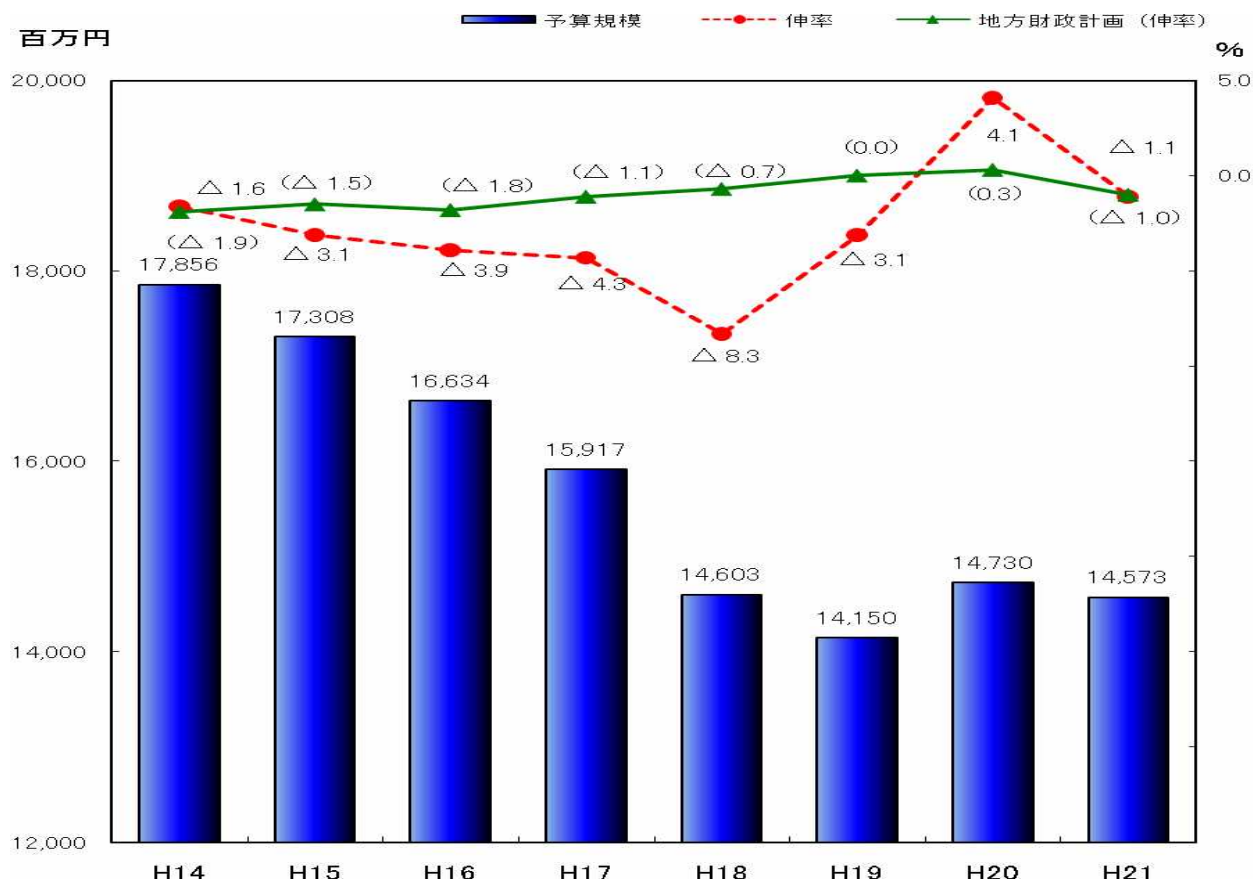
市政を取り巻く情勢

当市は、それぞれの時代背景の中で、「より簡素で効果的な行政のあり方」を求めて行政改革に取り組み、行政組織の改革や財政的効果など、多くの成果をあげてきました。

しかしながら、近年においては、加速度的に進行する少子高齢化や人口減少に加え、複雑・多様化する市民ニーズや地方分権型社会の推進への柔軟な対応が求められており、新たな行政需要や課題に対し、「個性ある豊かな地域づくり」を実現することが求められています。

また、当市の財政状況は、市中経済情勢の長期低迷や人口の減少などにより、市税収入の大幅な減少が見込まれることに加え、歳入の大宗を占める地方交付税についても増額が期待できない状況にあり、平成19年度に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)の適用回避を図らなければならないなど、財政の弾力性の回復と持続可能な行財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。

【一般会計 当初予算額の推移】



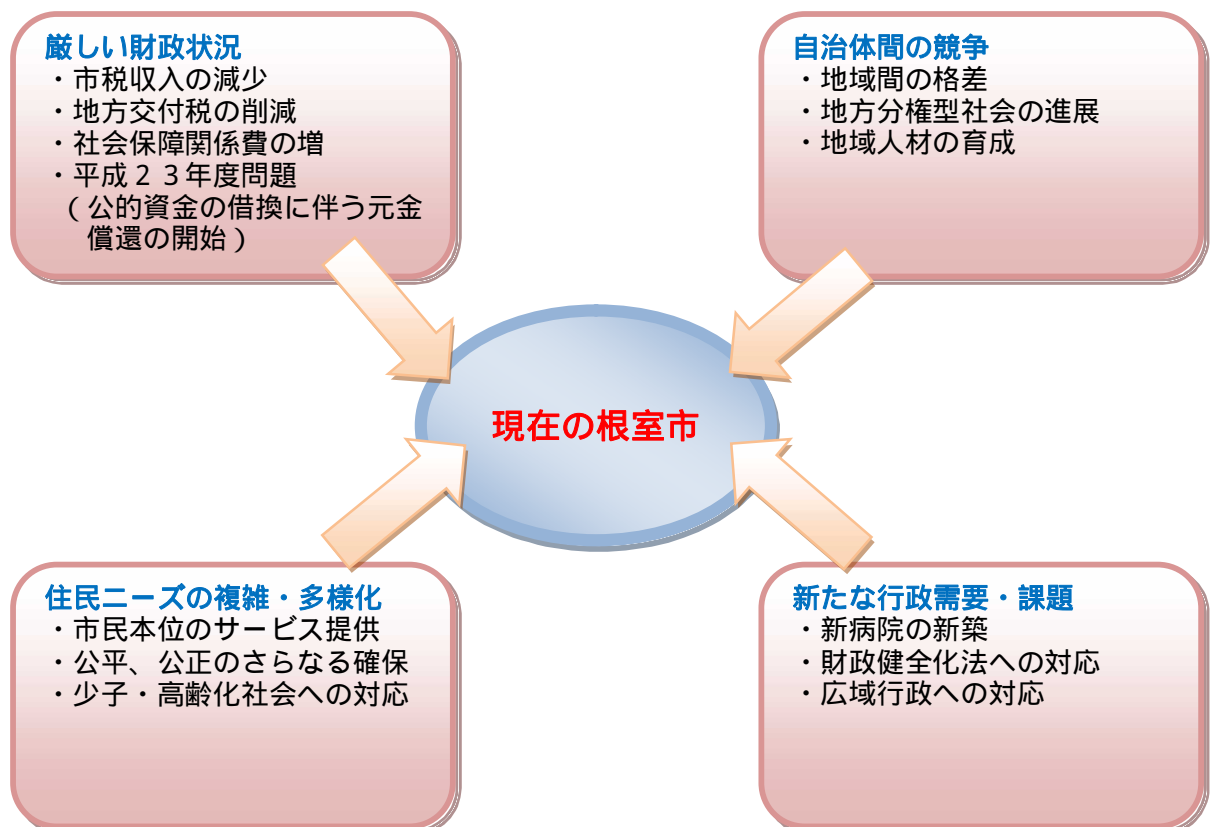
更なる行政改革の必要性

当市の行財政の環境が日々変化中、行政サービスへの期待や安全・安心に対する関心がますます高まるなど、市民ニーズの複雑・多様化が進み、将来にわたり持続可能で迅速かつ適切に対応ができるよう行政を運営する視点で「行財政システム」を構築する必要があります。

このため、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、行政の果たすべき役割を十分に見極めたうえで、行財政経営の公正性を確保し、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしながら、市民と行政が同じ目的に向かって施策を推進するため、互いに協力や連携をするなど、相互補完的な関係を築くことが、まちづくりを進めるうえで重要となっています。

今後、地方自治の基本理念である「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、職員一人ひとりが知恵と工夫を凝らし、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用して「住民福祉の向上」に全力を注ぎ、第8期根室市総合計画に掲げる将来都市像を実現するため、引き続き行政改革に取り組む必要があります。

根室市を取り巻く環境の変化



1 . 第五次行政改革の目標と3つの基本方針

目 標

社会経済情勢の変化に創造力と機動性をもって取り組むとともに、市民サービスの質の向上と健全な行財政基盤の確立を目指します。

~ 未来に向かって市民とともに歩み市民満足度の向上を目指して ~

この目標は、地方分権の推進や社会経済情勢、社会環境の著しい変化により地方行政の役割が増大している中、市民サービスの向上と限られた財源で最大の効果をあげるために財政構造の改善に努め、健全な財政構造の再構築を目指すものです。

財政状況が極めて厳しい中であって、複雑・多様化する市民ニーズに対応するためには、職員一人ひとりがコスト意識をもって行財政経営を行っていくことが必要です。

また、地方自治の本旨である「住民福祉の増進を図る」という地方公共団体の責務を十分に果たすためには、情報の公開と市民参画を推進し、これまで以上に市民と行政とが連携し、協働する取り組みが重要となっています。

・市民の意識、視点に立った行政サービスの推進と職員の意識改革

市民サービスの質の向上のためには、市民の市政に対する関心を高め、市政に参画しやすい環境を構築し、市民ニーズを的確に把握する必要があります。

そのため、より一層市民への分かりやすい情報提供に努め、市民との情報の共有化を図るとともに、市民が意見や考えを伝えられる環境づくりを行うことが重要です。

また、把握した市民ニーズに対し、新たな視点で考え、スピーディーかつ的確に対応するためには、職員の意識改革と能力向上が不可欠です。

・市民との協働による円滑な行財政経営の推進

日々刻々と変化する社会経済情勢や地方分権型社会の進展に、柔軟に対応した自立型の地域社会を実現するためには、市民と行政が一体となってまちづくりを進める必要があります。

そのため、「第四次行政改革」で取り組みを進めてきた「市民協働のまちづくり」をさらに推進する必要があります。

・自立可能な行財政基盤の確立

人口減少や少子高齢化に伴う生産人口の減少による市税収入の減少や、さらには地方交付税の減少などにより、市財政を取り巻く環境は、ますます厳しくなっていくことが予想される一方、市民ニーズの複雑・多様化に伴い、「新たな財政需要」が求められることが想定されています。

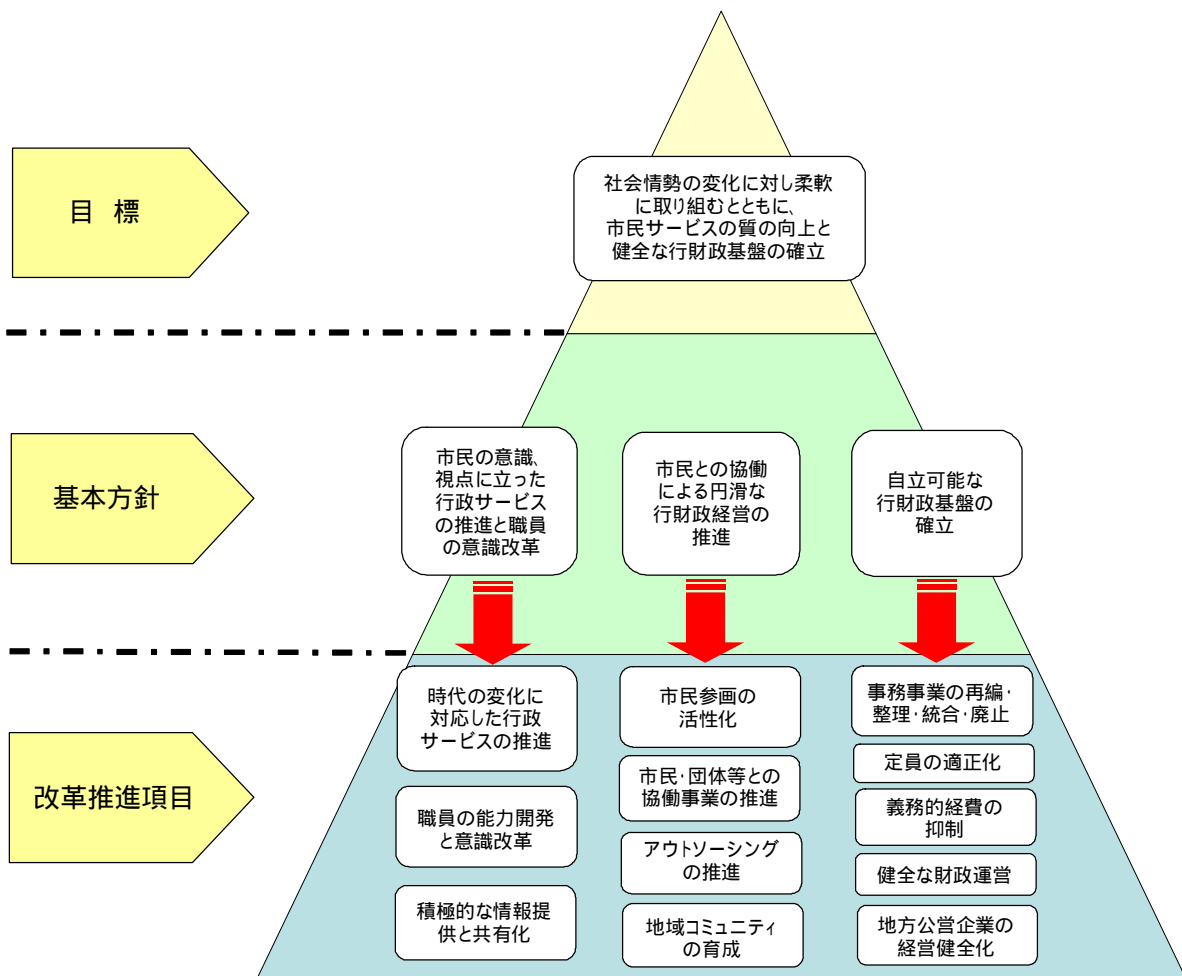
このような中、持続可能な財政基盤を確立するためには、「最小の経費で最大の効果」を原則に、「歳入に見合った歳出」を基本として、行政経費の削減に取り組むとともに、財政健全化法に対応するため、「新たな財源確保対策」などの検討を進め、企業会計を含む、全ての会計を通じた財政の健全化に取り組む必要があります。

2 . 計画期間

第五次行政改革の計画期間は、「第8期根室市総合計画」の後期期間である平成22年度から平成26年度までの5年間とし推進します。

3 . 第五次行政改革実施要綱の体系

「第五次行政改革実施要綱」では、要綱における「目標」、目標を実現するための「3つの基本方針」及び3つの基本方針に基づく「12の改革推進項目」を定め、行政改革を進めることとします。



4 . 改革推進項目

「第五次行政改革」は、3つの基本方針に基づき、「12の改革推進項目」を取り組みの柱として積極的に推進します。

(1) 時代の変化に対応した行政サービスの推進

社会情勢の変化とともに市民ニーズが複雑・多様化する中、信頼と親しみのある市役所を目指して、公平なサービスの提供や窓口対応の向上など、市民の視点に立った行政サービスに取り組みます。

(2) 職員の能力開発と意識改革

効率的かつ効果的な行政経営を行い、自主・自立した住みよいまちづくりを推進するため、研修等の充実により積極的に職員の能力向上を図るとともに、コスト意識の徹底や行政を経営する視点・発想への転換など、職員の意識改革に取り組みます。

(3) 積極的な情報提供と共有化

行政の公正性と透明性の向上を図り、市民にわかりやすく開かれた市政を推進するため、プライバシーや個人情報の保護に配慮しながら、積極的な行政情報の提供に取り組むとともに、情報の共有化を図ります。

(4) 市民参画の活性化

市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、あらゆる機会を通じて行政情報の提供を行い、市民の行政に対する理解と信頼を深めるとともに、まちづくりへの関心を高め、市民が行政に参画しやすい仕組みづくりや活性化に取り組みます。

(5) 市民・団体等との協働事業の推進

第8期根室市総合計画で掲げる将来都市像を実現するため、協働に関する情報提供と参画機会の拡充を図り、市民と行政の信頼関係のもと、より一層の市民協働の推進を図ります。

(6) アウトソーシングの推進

地方分権型社会が進展する中、自立性の高い行政経営を行うとともに、厳しい財政状況下にあっても市民サービスを低下させることなく、多様なニーズに応えるため、民間活力を積極的に取り入れた行政経営を推進します。

(7) 地域コミュニティの育成

環境問題や防災、防犯など、身近な地域の問題への関心を高め、愛着が持てる個性豊かな地域社会を築くため、地域住民の自主・自立の意識の高揚を図るとともに、地域活動への支援など、地域コミュニティの育成に取り組みます。

(8) 事務事業の再編・整理・統合・廃止

健全な財政基盤の確立や財政健全化法への対応のため、費用対効果についての検証を進めるとともに、市民ニーズの変化を的確に捉え、時代に見合った事務事業の見直しや改善を迅速かつ的確に行います。

(9) 定員の適正化

社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえながら、新たな行政課題や主要事務事業を抱える部門へ、計画的かつ重点的に職員配置を行い、行政需要の変化に見合った柔軟な職員配置を行います。

(10) 義務的経費の抑制

将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図るため、事務事業の徹底した見直しを進め、人件費、公債費など義務的経費の抑制に努めます。

(11) 健全な財政運営

行政サービスを安定的に継続するため、行政経営の視点による財政全般の経営改善に努め、その健全性を確保します。

また、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、工夫を凝らした自主財源等の確保に努めるとともに、市税をはじめとする各種料金等の収納対策を重点的にを行います。

(12) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業は、社会経済情勢の変化に加え、平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が施行されたことにより、一層の経営改革が求められていることから、事業の特性を勘案しながら、あらゆる角度からの経営の効率化に取り組みます。

5 . 今後の財政収支見通し

平成22年2月に作成した、平成22年度から平成26年度までの財政収支見通しは、現行制度を基本に一定の前提条件のもと推計しています。

．収支見込みの前提条件

収支の見込みにあたって、今後の所要見込額をより現実的に把握するため、市税、地方交付税、職員給与費、特別会計繰出金、企業会計支出金、公債費などについては、平成22年度から26年度まで、その他については平成22年度から平成23年度までの2カ年間について、予算編成ベースで各課で試算した歳入・歳出の要求額を精査して必要額を把握しています。

また、その他に係る平成24年度以降については、過去の伸び率を用いるなど一定のルールに基づいて試算したものです。

なお、平成22年度は当初予算1次集計数値としています。

(主な項目における推計方法)

【歳入】

市 税	人口の減少、市中経済情勢の長期低迷等、市税全体において大幅な増加は期待できない状況にあるなか、各税目別に過去の伸率の平均等を参酌し推計しています。
地方交付税	平成21年度算定額をベースにして各費目別に基準額を推計し、平成22年度における国勢調査における人口の減少なども見込み推計しています。
市 債	普通建設事業（公共事業）に伴う発行額を推計し、臨時財政対策債など各事業別に推計しています。
国・道支出金	平成22・23年度については、予算編成ベースで推計、平成24年度以降は、平成23年度推計額をベースに各歳出の伸びを勘案し推計しています。
その他の歳入	平成22・23年度については、予算編成ベースで推計、平成24年度以降は平成23年度推計額と同額で推計しています。

【歳 出】

人件費	職員給与費については、給与改定は見込まずに、定期昇給率 0.52% で推計しています。
扶助費	平成 22 年度当初予算概算要求額を基本とし、増額傾向で推計しています。
公債費	普通建設事業（公共事業）に伴う発行、臨時財政対策債など各事業別に推計しています。 平成 23 年度には、平成 17 年度に行った「公的資金の借換」に伴う元金償還の開始を計上しています。
普通建設事業	平成 23 年度までは予算編成ベースで推計、平成 24 年度以降は、一定事業を加算して、推計しています。
特別会計繰出金	各会計が策定する長期財政計画に基づき推計しています。
企業会計支出金	各会計が策定する長期財政計画に基づき推計しています。 なお、病院事業会計については、「公立病院改革プラン」に基づく支出金を計上しています。
その他の歳出	平成 23 年度までは予算編成ベースで推計、平成 24 年度以降、維持補修費については平成 23 年度推計額と同額、物件費については債務負担行為に係る額を除き平成 23 年度推計額と同額としています。

現行制度を基本に一定の前提条件のもと推計した「財政収支試算」となっておりますが、「公的資金の借換」に伴う元金償還の開始に伴う支出金の増加などにより、財源不足が見込まれる危機的な財政状況にあります。

なお、今後の収支見通しについては、毎年検証する必要があるため、毎年度策定する「財政収支試算」により、収支見込額を見直し公表することとしています。

. 財政収支試算

(普通会計ベース)

(単位：百万円)

	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
	決算見込額	1次集計額	計画額	計画額	計画額	計画額
義務的経費	7,529	7,989	8,241	8,199	8,030	7,887
人件費	3,559	3,729	3,548	3,489	3,466	3,340
公債費	2,166	2,079	2,485	2,474	2,299	2,254
扶助費	1,804	2,181	2,208	2,236	2,265	2,293
投資的経費	3,022	2,125	1,966	1,954	1,750	1,757
普通建設事業補助	2,066	1,333	1,375	1,600	1,396	1,403
普通建設事業単独	954	792	591	354	354	354
災害復旧事業	2	-	-	-	-	-
その他の支出	6,861	5,430	5,541	5,388	5,365	5,167
歳出合計 A	17,412	15,544	15,748	15,541	15,145	14,811
自主財源	4,504	4,044	3,959	3,855	3,821	3,789
地方税	2,920	2,874	2,834	2,756	2,722	2,690
諸収入	403	353	333	333	333	333
その他収入	1,181	817	792	766	766	766
依存財源	12,908	11,527	11,451	11,431	11,152	11,104
地方交付税	6,757	6,933	6,717	6,641	6,560	6,485
国・道支出金	4,251	2,529	2,572	2,686	2,621	2,645
市債	1,342	1,539	1,641	1,571	1,435	1,435
その他収入	558	526	521	533	536	539
歳入合計 B	17,412	15,571	15,410	15,286	14,973	14,893
歳入歳出差引 B - A	-	27	338	255	172	82

6 . 推進方法等

第五次行政改革の実行性確保のため、取組項目や実施年度等を明らかにした推進計画を策定するなど、次のとおり推進します。

(1) 推進体制

着実な行政改革を実施するため、庁内組織である「行政改革推進委員会」において進行管理を行います。

(2) 推進計画

行政改革の実施にあたっては、「第五次行政改革実施計画」を策定して計画的な推進を図るとともに、今後の財政見通しについては、毎年度「財政収支試算」を策定し、公表します。

推進計画は、取組みの実現性を担保するため、各取組項目の担当課、実施年度を明確にします。

(3) 進行管理

取組項目については、担当課を明確にすることで、責任の所在を明らかにしながら、進行管理を行います。

特に、取組項目が複数部課に関係する場合は、主管部課を明確にします。

また、毎年度、取組の成果を検証し、公表します。

(4) 推進計画の見直し

推進計画は、社会経済情勢の変化及び国・道の改革の動向等に弾力的に対応させるため、取組内容の追加・変更等、必要に応じて計画内容を見直すなど、柔軟に対応するものとします。